

令和5年度

事業計画書

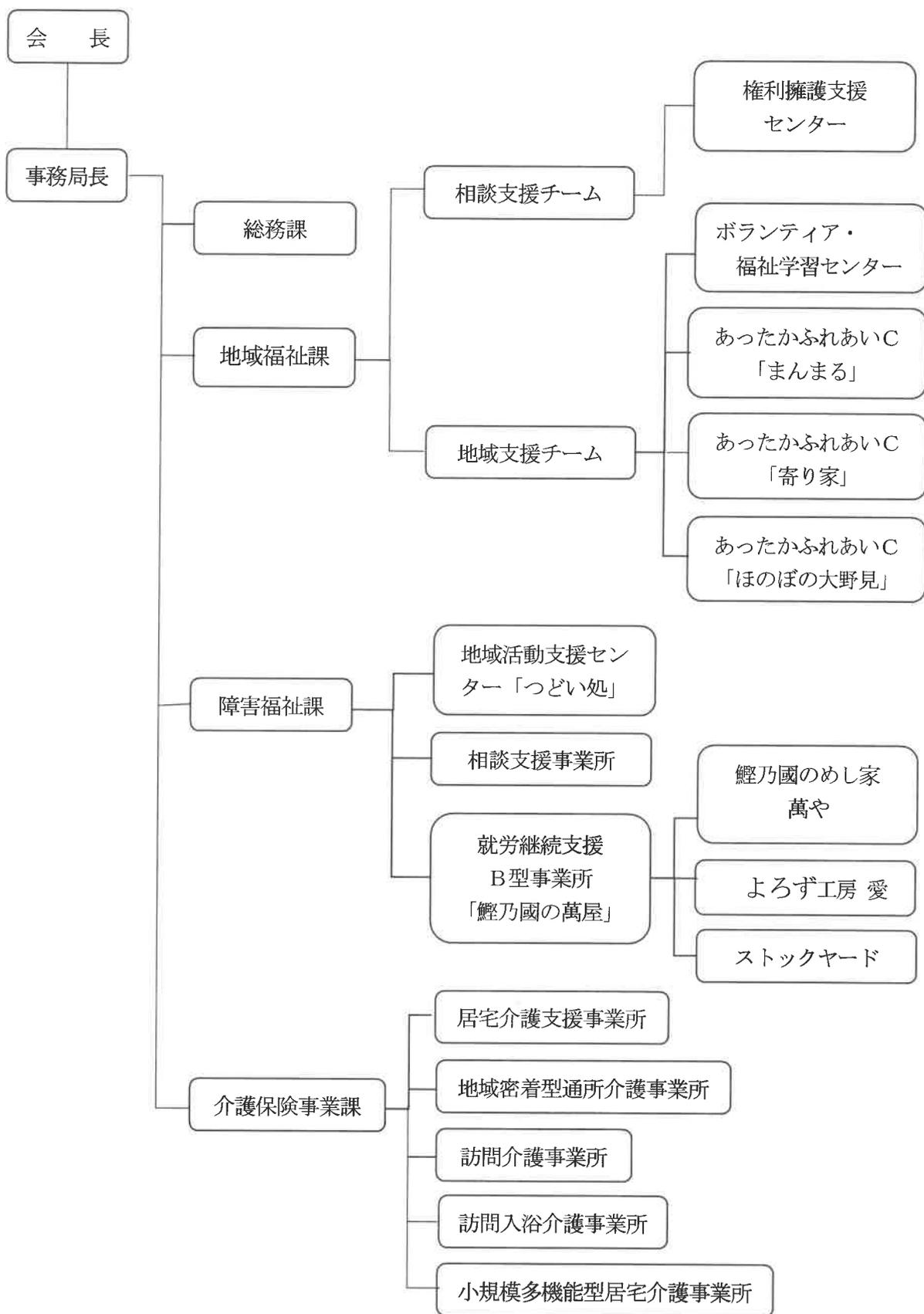
社会福祉法人

中土佐町社会福祉協議会

目 次

令和5年度事業推進体制	1
令和5年度事業計画	2
担当課別事業計画	3
【総務課】	3
1 総務課担当職員	3
2 会務の運営	3
3 会計に関する取り組み	4
4 労務管理に関する取り組み	4
5 広報に関する取り組み	4
6 BCPの推進に関する取り組み	4
7 感染症対策に関する取り組み	4
8 総務課が所管するその他の事業及び施設管理	4
【障害福祉課】	5
1 事業推進体制	6
2 チームが担当する事業及び業務	6
(1) 地域生活支援ならびに相談支援チーム	6
(2) 就労継続支援B型事業担当チーム	6
【介護保険事業課】	8
1 事業推進体制	8
2 各事業の取り組み	9
(1) 居宅介護支援事業	9
(2) 地域密着型通所介護事業	9
(3) 訪問介護事業所	9
(4) 訪問入浴介護事業	10
(5) 小規模多機能型居宅介護事業	10
【地域福祉課】	11
1 事業推進体制	12
2 所管する具体的な事業と業務	12
(1) あったかふれあいセンター事業 【地域支援チーム】	12
(2) 福祉事務所未設置町村による相談事業 【相談支援チーム】	12
(3) 生活困窮者自立相談支援事業 【相談支援チーム】	12
(4) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 【相談支援チーム】	12
(5) 総合相談事業 【相談支援チーム】	13
(6) 多機関協働事業 【地域福祉課全体】	13
(7) 生活困窮者支援等のための地域づくり事業 【地域支援チーム】	13
(8) 参加支援事業 【地域支援チーム】	13
(9) 福祉サービス利用援助事業 【相談支援チーム】	14
(10) 生活福祉資金・小口資金貸付事業 【相談支援チーム】	14
(11) 権利擁護支援センター事業 【相談支援チーム】	14
(12) 法人成年後見事業 【相談支援チーム】	14
(13) ボランティア・福祉学習センター事業 【地域支援チーム】	14
(14) 福祉関連団体支援一事務局の受託 【地域支援チーム】	15

令和5年度事業推進体制



令和5年度事業計画

ここ数年コロナウイルス感染症により、交流の場が減少したことなどで社会参加の機会が少なくなり、高齢者等の心身機能の低下が危惧されてきましたが、令和5年5月頃を目途に感染症5類に引き下げられる可能性が高いことから、社会環境もコロナ前のように徐々に戻るであろうと推察しています。

社会の状況変化が著しく、介護、虐待、困窮など複合課題を抱える世帯も増えてきた中、本会が中心となり、住民同士が地域で主体的に地域課題を把握し、分野を超え、連携して課題解決ができるような仕組みを構築してきました。

今後も、これまでの公的支援だけで支え切れないケースに対し、介護保険事業をはじめ様々な分野を総合的に捉え一体的な支援が行えるよう、多機関協働事業等を活用し、重層的支援体制をより一層強化していきます。

あったかふれあいセンターや小地域ケア会議などから上がってくる個別課題や地域課題に、社協や行政・関係機関だけでなく、近隣住民やボランティア等が積極的に関わることで、暮らしにくさを解消していける場合も多々あると思います。そういった意味から、社協の地域支援、いわゆるインフォーマルの力の結集と強化は、社協に課せられた第一の使命であることを再認識し、住民との協働の道を模索し続けたいと考えています。

加えて、頻発する風水害や迫る南海トラフ地震に備え、日頃から災害ボランティアセンターが迅速にその役割を発揮できるよう取り組んでいきます。

介護保険事業課は新規事業も含めて5つのサービス事業を展開してきました。早や1年が過ぎようとしていますが、まだ住民の方々には馴染みが薄いことが影響してか、利用者数が低迷しています。令和5年度は、社協だよりや広報チラシにより利用の促進を図ります。

また、介護サービス事業の中には、利用者の減少に歯止めがかからない事業や、数年来の赤字が累積している事業もあり、事業の存続にかかわる問題と認識したうえで、社協の介護サービスの在り方について、事務局内だけでなく広く議論を展開させていきたいと考えます。

同じく就労継続支援B型事業所でも5つの事業を実施しています。一つひとつの事業規模が小さく効率が悪い上に、職員の高齢化も進む今、事業の縮小も視野に入れ、それぞれの事業を改めて見直す1年とします。

総じて、各事業の執行にあたっては、常にコスト意識を持ち、より良い事業のあり方を検討し、社協ならではの役割を発揮できるように努めます。

担当課別事業計画

【総務課】

今年度は、役員改選の年で新体制を迎える年でもあります。今一度役職員が一丸となって、本会の社会的価値を高め、より安定した経営を目指し、本課でも以下の内容に取り組んでいきます。

まず、会計に関しては、各課の管理下のもと予算執行を行ってきましたが、月単位での収支状況が見えづらく、福祉サービス等の自主事業を行う課は十分な経営予測が立ちづらい状況でした。今後は、月次単位で経営状況が把握できるよう会計処理方法を見直します。また、今年度は法改正によりインボイス制度の導入や電子取引データの保存義務等が生じてきますので、本会の売買契約における取引先の実態把握を手始めに、実務における整備を順次行っていきます。

労務管理に関しては、前年度は新規事業実施に伴う変形労働時間制の導入や正規と非正規職員との労働格差を埋めるなど就業規程を見直し、労務管理にも大幅な変化がありました。職員からの問い合わせに都度対応し、現在は一定の運用ができています。また、前年度は制度改正に伴い育児休業に関する規程も改正しましたが、今後も様々な社会変化に対応していきたいと考えます。その為、個々での自己研鑽にも務めながら、限られた職員数の中でカバーできないところを専門職の導入で対応できないか検討していきます。

これは法人全体での取り組みとなりますが、介護保険サービスや障害福祉サービスにおいては、令和6年度よりBCPや会議体の設置といった感染対策が義務化されます。それに対応すべきところではありますが、事務的なところにとらわれることなく、そもそもの目的や本会の課題を相対的に見ていながら各課が連携し整備していけるよう本課としてもサポートしていきます。

前年度の管理職会議で上がってくる議題は、大なり小なり「人」の問題が大半でした。事業を推進する上で、「人」が育っていない状況も含めて「人材不足」が本会の重要課題と捉えています。職員研修等の取り組みで職員の意識改革やサービスの質を上げていくことも必要と考えますが、一方で、各事業の適正な人員配置を整理しながら、賃金や処遇を抜本的に見直すことも必要ではないかと考えます。今年度は、それら課題を解決に向けて協議し新たな人材の獲得と質の向上へつなげていきます。

- 【重点項目】
- 1 月次で収支バランスが見えるよう会計の処理方法を見直します。
 - 2 経営と人材獲得のバランスを見ながら賃金や処遇を再度見直します。

1 総務課担当職員

課長

主任（労務管理担当）	1名	
会計担当	1名	
事業担当	1名	計4名

2 会務の運営

(1) 理事会

- ・第1回理事会 令和5年 6月 7日（水）10：00～12：00
- ・第2回理事会 令和5年 6月23日（金）10：00～12：00
- ・第3回理事会 令和5年11月 8日（水）10：00～12：00

- ・第4回理事会 令和6年 3月13日(水) 10:00~12:00
- (2) 監事会
 - ・決算監査 令和5年 5月29日(月) 10:00~12:00
 - ・中間(上半期)監査 令和5年10月24日(火) 10:00~12:00
- (3) 評議員会
 - ・第1回評議員会 令和5年 6月22日(木) 10:00~12:00
 - ・第2回評議員会 令和6年 3月22日(金) 10:00~12:00

※理事会・評議員会にあつては、法人運営上、喫緊の課題等協議を要する案件が出た場合には臨時会を開催します。

- (4) 第三者委員会 令和5年 7月 4日(火) 10:00~12:00

3 会計に関する取り組み

- ・月単位で経営状況を把握しやすくするため、未払い未収金処理を月次ごとに行い試算表を作成します。
- ・令和5年10月から導入されるインボイス制度及び令和6年1月から義務化される電子データ保存に対し、規程の制定等も含め整備を順次行います。

※インボイス(適格請求書)とは…売り手側が買い手に対して適用税率・消費税額を正確に伝えるために作成される請求書(または納品書や領収書)のことを指します。

4 労務管理に関する取り組み

- ・安全衛生委員会 7月・11月開催
- ・社会保険労務士や医療等の専門職への相談体制について検討します。
- ・前年度からの検討課題として引き続き賃金や処遇について見直していきます。

5 広報に関する取り組み

- ・社協だより年3回以上発行

6 BCPの推進に関する取り組み

- ・感染症に対応したBCPの策定を行います。
- ・既に策定済みの大規模地震に対応したBCPは、実態に合ったものへ更新していきます。

7 感染症対策に関する取り組み

- ・令和6年4月からの法改正による感染対策の義務化に併せ、指針(規程)の策定及び各事業の運営規程の改正整備等を行います。

8 総務課が所管するその他の事業及び施設管理

- (1) 福祉用具貸し出し事業【自主事業】
- (2) 指定管理施設の管理
 - ・中土佐町民交流会館
 - ・上ノ加江老人憩いの家
- (3) 中土佐町共同募金委員会事務局

【障害福祉課】

【地域活動支援センターつどい処】

令和4年9月に旧久礼分校から久礼老人憩いの家へ移転し、10月以降の利用実人数は上半期と比較し平均約4人増となっています。移転時には約71軒の近隣住民宅へ引っ越しのあいさつと、地域活動支援センターの活動紹介を行うために利用者と職員で訪問を行っています。(71軒訪問したうち、お会いできたのは14軒)

令和4年度の重点項目にあげていた「避難訓練・防災学習会を通じた地域住民との関係づくり」の取り組みでは、近隣住民へ防災学習会のお知らせを配布しましたが、日中在宅の方は高齢者が多く、「防災学習にはあまり関心がない」とおっしゃる方もおり、参加者はありませんでした。

令和5年度も避難訓練や防災学習会を通じた地域住民との関係づくりは行っていきますが、近隣住民が関心を寄せ参加しやすい防災企画を考えて実施していきます。

移転時や地域イベント、インスタグラムで地域活動支援センターの周知を行っていますが、まだ地域での認知度は低い状況です。令和4年度は潜在的利用者へのアプローチとして保健師との訪問活動や単発プログラムの検討などを予定していましたが実施できませんでした。

令和5年度は、必要な方につなげていただけるよう、高知市内の精神科病院の地域連携室や地域で見守り活動を行っている民生委員などにセンターの機能や活動内容を知ってもらうよう取り組みを行います。

中土佐町こどもセンター、あったかふれあいセンターまんまる、地域活動支援センターの相互理解を図り、連携して取組める事業・活動等の協議は実施できなかったものの、それぞれの事業・活動において、連携する必要性を感じています。令和5年度は、まずはあったかふれあいセンターまんまると、こういった場面で連携が必要なのか具体的な活動を連携して行えるかを話し合います。

【相談支援事業所】

昨年度、2人の利用者に対し災害時要支援者台帳登録者の避難行動計画の更新時にサポートを実施し、本人が防災準備に意識を向けて取り組む機会となりました。また健康福祉課より依頼があり新規2人の災害時要支援者台帳登録のサポートを行いました。令和5年度も健康福祉課と連携し、災害時要支援者台帳登録者の避難行動計画が利用者の状況にあった内容に修正できるよう取り組んでいきます。

取り組んでいた水害時の災害状況の安否確認マニュアルは、令和4年度中の完成を予定しています。令和5年度は災害が発生したときにスムーズに安否確認を実施できるよう、水害時を想定した安否確認の訓練を実施します。

【就労継続支援B型事業所】

利用者数は年間を通じて19～20人で推移しています。主たる事業所である店舗の弁当製造販売の収入はほぼ予算通りで推移していますが、材料費や光熱費の高騰の分、支出は予算を越えている状況が続いています。受託後3年目となる役場庁舎・中土佐町こどもセンターでの清掃作業は、一般就労に向けた経験を積む場として位置づけ取り組んでいきます。

ストックヤードでは、暑さや寒さが厳しい環境下での健康管理やケガや事故の防止に配慮した

就労支援に取り組んでいます。

令和5年4月からの職員体制は、非常勤2人を含む9人体制に変わりはありませんが、弁当製造を行う主たる事業所の職員全員が60代半ばとなっています。事業内容の面では、収支バランスの問題はありますが、他で現状と同程度の工賃を保てる仕事があるのかは分かりません。今後の主たる事業の在り方を検討したいと考えています。

〔重点項目〕

- 1 避難訓練・防災学習会を通じた地域住民との関係づくり（地域活動支援センター）
- 2 大規模災害に備えた要支援者台帳登録者の避難行動計画の見直し（相談支援事業所）
- 3 主たる事業の今後の在り方の検討（就労継続支援B型事業所）
- 4 感染症及び食中毒の予防並びに蔓延防止のための指針の整備、感染症の発生に対応する業務継続計画の策定（全体共通）

1 事業推進体制

障害福祉課長

地域生活支援及び相談支援チーム 主任、チーム員3名 計4名

就労継続支援B型事業担当チーム 課長（兼務）、チーム員（常勤7名・非常勤2名）

総計11名

2 チームが担当する事業及び業務

（1）地域生活支援及び相談支援チーム

■障害者地域生活支援事業 【受託事業】

中土佐町地域活動支援センター「つどい処」での創作活動や生産活動を通して、障害者の自立と社会参加を図ります。

①利用定員 20人/日（現在の全登録者数87人）

②開所日時 月曜日～金曜日 9：00～16：00

■中土佐町相談支援事業所 【受託事業/障害サービス給付による自主事業】

障害者等が地域で自立した日常生活・社会生活を営むことができるように支援することを目的とし、次により相談・援助を行います。

①開所日時 月曜日～金曜日 8：30～17：15（地域定着実施は24時間対応）

②業務内容 日常生活全般にわたる相談（受託事業）

障害児（者）の計画相談支援

地域移行・定着支援

（2）就労継続支援B型事業担当チーム

■就労継続支援B型事業所「鯉乃國の萬屋」

【障害サービス給付による自主事業】

・主たる事業所 「鯉乃國のめし家 萬や」

- ①定員 10名（現数6名、うち1名は清掃業務を併用）
- ②業務内容 弁当・総菜の製造販売
- ③サービス提供日時 月曜日～金曜日 9：00～15：00

・従たる事業所 「よろず工房 愛」

- ①定員 10名（現数2名、うち2名はストックヤードを併用）
- ②業務内容 生活環境クリーナー「よろず ai」の製造販売
- ③サービス提供日時 月曜日 9：00～15：00

・施設外就労実施施設「ストックヤード」

- ①現数 13名（うち4名は他事業を併用）
- ②業務内容 中間処理施設でのリサイクル資源の分別や保管
- ③サービス提供日時 火曜日～金曜日 9：00～15：00

・施設外就労「中土佐町庁舎の清掃業務」

- ①現数 3名（3名とも他事業を併用）
- ②業務内容 庁舎フロアやトイレの清掃など
- ③サービス提供日時 月曜日 9：00～12：00
金曜日 9：00～15：00

・施設外就労「中土佐町こどもセンターの清掃業務」

- ①現数 2名（2名とも他事業を併用）
- ②業務内容 トイレや会議室等の清掃
- ③サービス提供日時 月曜日 13：00～15：00

【介護保険事業課】

令和5年度も昨年度に引き続き居宅介護支援事業はじめ5事業を推進していきます。令和4年度当初は新施設への移転や新規事業の立ち上げで事業運営上若干混乱した場面もありましたが、利用者や家族からの移転に伴う苦情もなく、概ねスムーズに事業所移転と新規開設ができたと考えています。また、第2四半期にはコロナ禍の影響で、一時的な事業所閉鎖や利用控えにより経営的には少なからずダメージを受けました。近年はパンデミック、自然災害等リスクが常態化しています。令和5年度は、リスクに迅速に対処できる事業所であるべく実践訓練を取り入れた職員教育に力を入れていきます。

年度を通して利用者数の伸び悩みが続いていますが、高齢者人口の減少の局面にあっては、従前からの事業規模のままに継続していくことが困難になりつつあります。特に、居宅介護支援事業、訪問介護事業、訪問入浴介護事業の3事業にあっては、数年来の赤字経営から未だ脱却できていません。ある程度の内部留保があることから直ちにとということではありませんが、令和5年度以降、事業閉鎖も覚悟の上での議論が必要になると考えます。

〔重点項目〕

- 1 事業運営上必要とされる項目で「義務化」されるものが年々増加しています。令和6年4月1日から義務化される項目に「感染症に対する指針の制定」と「感染症事業継続計画(BCP)の策定」があります。双方ともに令和5年度中に完成させます。
- 2 事業継続に係る「事業の在り方」を担当課の事業管理者と法人全管理職で検討します。
- 3 地域密着型通所介護事業と小規模多機能型居宅介護事業の利用者増を目指し、広報に力を入れていきます。
- 4 非常事態対応のマニュアルを各種整備しているものの、実践に向けた訓練が十分に実施されていません。今年度は計画的に実施していきます。

1 事業推進体制

・介護保険事業課長		
・居宅介護支援事業	事業管理者(兼務)1名、介護支援専門員1名	計2名
・小規模通所介護事業	事業管理者(主任)1名、生活相談員1名、看護師2名、 ケアワーカー6名、調理員4名	計14名
・訪問入浴介護事業	事業管理者1名、看護師2名(1名兼務)、ケアワーカー2名	計4名
・訪問介護事業	事業管理者1名、サービス提供責任者1名、 ホームヘルパー6名	計8名
・小規模多機能型居宅介護事業	事業管理者(主任)1名、介護支援専門員(兼務)1名 看護職員2名(1名兼務)、ケアワーカー9名	計11名
		合計39名

2 各事業の取り組み

(1) 居宅介護支援事業

令和4年度からケアマネ2人体制で、現在66名のプラン作成を担っています。令和5年度もこの体制に変わりはありませんが、新規利用者の獲得に向けた動きは継続していきます。

令和6年度には現員に退職者が出るため、新たな有資格者の採用が困難な中、事業自体の存続が危ぶまれます。新規採用が成ったとしても2人体制である以上、経営的には採算が取れる状況が生まれる公算はありません。中土佐町全体の居宅介護支援事業の需給バランスを見ながら、事業閉鎖が有り得ることも考慮しなければならないと考えます。

- ①営業日時 月曜日～金曜日 8:30～17:15
- ②利用者数 令和4年度の月当たりの平均利用者数の目標を60～65人に置いていましたが、年間を通じ概ね達成できると思われず。
令和5年度は月平均利用者目標数を65～70人に引き上げ、赤字幅を縮小していきます。

(2) 地域密着型通所介護事業

令和4年度の1日平均利用者数は13.23人（令和5年1月末時点）で、利用定員18人／日（月間利用者総数は450人が限度、それを超えると給付費が30%減算される。）まではまだ余裕があります。令和5年度は15～16人を目標にしています利用者の獲得に力を入れます。

現在のサービス内容は以前の「のじぎく荘」の中身と変わらないままで、利用者や家族から「マンネリが、1人でも多くの」と言われても仕方がない状況です。移転を契機にマンネリを打破し、一人ひとりに合ったプランの作成と実践を目指していましたが、令和5年度こそこれに取組み、介護保険法が目指す自立支援の在り方を職員全員で考えていきます。特徴のあるサービスで、介護保険サービス受給者から「選ばれる事業所」を目指します。

- ①営業日時 月曜日～土曜日（祝祭日を含む） 10:00～16:00
- ②利用者数 15～16人／日（月400人～420人）を目標とし、一人でも多くの利用者の獲得を目指します。
- ③サービス内容 集団レクレーションだけでなく、利用者の自立度に合わせた個別プランの作成とその実践に取組みます。
- ④人材育成 緊急時対応研修や基礎介護力強化のための研修等を実施します。

(3) 訪問介護事業所

新規採用が困難な中、令和4年度末を目前に常勤職員1名が退職することになり、現利用者のサービス提供にも支障が出始めている状況です。令和5年度は内部異動により何とか現状を維持できる見通しですが、職員の高齢化が進む中で、これからの人員確保に不安はぬぐい切れません。また、それに加えて10年来の赤字は続いています。

中土佐町に唯一残された訪問介護事業所ですので、事業閉鎖となると悪い意味で大きな反響を呼んでしまいます。しかし、赤字から抜け出せない状況を法人としてどう考えるのか、現利用者のサービスを継続しつつも論議を重ねなければならないと考えています。

- ①営業日時 年中無休 7:00～21:00
- ②利用者数 要支援者22人・要介護者20人
障害者11人、(同行援護4人・居宅介護7人)
障害サービス受託事業(移動支援6人)

(4) 訪問入浴介護事業

訪問介護事業所と同様、利用者は減り続け現在要介護者2名、障害者1名の3名に対し、週3回のサービスを提供しています。

町内の居宅介護支援事業所へも呼びかけ、利用の拡大を図っていますが、重介護者が多く新たな利用があっても、時を置かずして別のケースで利用が終了する、その繰り返して利用者数が伸びていきません。また、ケアマネからは当該サービスを勧めてもなかなか利用に結び付かず、今以上の利用者獲得は難しいとの声が上がっています。

近隣の当該事業者の撤退が相次いでいるところを見ると、小規模町村での事業継続は極めて困難であると考えます。

当該事業職員は他事業との兼務で人件費を賄っていますが、単独での事業経営が不可能と判断しますので、事業所閉鎖を視野に入れていきます。

- ①営業日時 月曜日～金曜日 9:00～17:00
- ②利用者数 高齢者2名(うち1名は利用不定期で年間利用10回未満。)・障害者1名、総利用回数は12回/月程度

(5) 小規模多機能型居宅介護事業

令和4年度開設当初から登録利用者数は10名前後で推移しています。計画では令和4年度末で20名程度の利用者を見込んでいましたが、その半分程度で一年を終えることとなります。事業管理者は他の居宅介護支援事業所等にも営業に赴き、利用者獲得に努めているものの、当該事業になじみが薄いこともあり、なかなか利用に結び付かない現状があります。令和5年度は事業管理者だけでなく法人全体で事業アピールし、一人でも多くの利用者獲得に努めます。

- ①営業時間 24時間365日
 - ・送迎付きの通いの時間 10時～16時
(他の時間帯にもできる限り対応します。)
 - ・家族送迎等の通いの時間 7時頃～21時頃
(他の時間帯にもできる限り対応します。)
 - ・訪問の時間 随時
 - ・泊りの時間 17時頃から翌8時頃まで
- ②利用者数
 - ・目標数 第1四半期中に15人
第2四半期中に21人
以降、定員届け出数の24人を目標とします。

【地域福祉課】

令和4年度は「第3期地域福祉計画」の肝となる重層的支援体制整備事業に関連する事業を新たに行政から受託しました。行政、社協はもとより関係する相談窓口への周知啓発の取り組みにより、連携した支援展開が図れており、一定の理解を得たものと感じています。重層事業の中核となる多機関協働事業では相談支援包括化推進員のスキルアップや事業の質を高めるべく他市町村との情報交換や人材養成研修を通し、制度の理念や考え方、実践方法を理解するだけでなく、地域の関係者とともに現実の問題に向き合い、同じ方向を向いて連携して取り組む意義を各担当者が再認識でき、実践に活かせる取り組みとなりました。

また、あったかふれあいセンターの機能強化については配置している職員の役割・責務を明確にしたことで職員の意識変化に加え、地域づくりの一環として新たに地域カルテの作成に取り組み始めました。このカルテは社会資源や地域の実情を可視化することで専門職と地域住民をつなぐ足がかりになるものと期待しており、継続した取り組みを実施していきます。

そして、7月の台風4号の影響では町内各所で浸水被害等が発生し、中土佐町初の災害ボランティアセンターを立ち上げました。訓練不足もあり課題は多く残りましたが、この経験は社協職員及び連絡会員の今後の取組みに大きくつながっていくものと考えています。

令和5年度は地域福祉推進の根幹である福祉学習やボランティアセンターの取組みが遅れていることから第3期地域福祉計画に位置付けられているボランティア・福祉学習センターの機能を確立させていく必要があると考えます。まずは、福祉学習において教育現場だけでなく地域住民や関係機関向けに学習メニューを提供できるよう社協各課や関係機関と検討しながら提供体制を考案していきます。

また、令和5年1月からはコロナ特例貸付の償還が始まりました。コロナ禍の影響は払拭できている状況とは言えず、物価高騰に伴い、償還が困難になり遅延してしまう借受世帯が顕著化することが想定されます。このため、現に生活に困窮している人を早期に支援する観点から、その生活状況を把握し、必要な支援や生活困窮者自立相談支援事業等の関係機関につなぐなど一体的な支援に取り組めます。

〔重点項目〕

- 1 あったかふれあいセンターのコミュニティーワーカーを中心に地域資源や活動内容を集約した地域カルテ作成に継続的に取組みます。多機関と情報を共有し、必要な支援に役立て、協働ネットワークの強化につなげます。(地域支援チーム)
- 2 地域生活課題の解決に向けた福祉活動を住民が我が事として捉えて、実践に移すことができるよう地域に向けた福祉学習を行います。小地域ケア会議やコミュニティーの場等への出前講座により広報啓発の充実に取り組み、早期発見と連携支援のネットワーク強化を図ります。(地域福祉課全体)
- 3 重層的支援体制整備事業の中核を担う相談支援包括化推進員が所管する会議体(コア会議)が関係諸機関の司令塔となり、各分野で抽出した地域課題の解決に向け、他市町村や司法職との情報交換を進めつつ、社会資源の開発の可能性を探ります。(地域福祉課全体)
- 4 特例貸付の借受世帯に対して高知県社会福祉協議会と連携し、生活状況の把握や少額返済や猶予など必要な償還支援を行うとともに、生活困窮者自立相談支援事業等との連携によるチーム支援の強化を図ります。(相談支援チーム)

1 事業推進体制

- ・地域福祉課長
- ・相談支援チーム 主任、チーム員 3名 計4名
- ・地域支援チーム 主任、チーム員10名 計11名 合計16名

2 所管する具体的な事業と業務

(1) あったかふれあいセンター事業 【地域支援チーム】

第3期地域福祉計画の3つの柱である①住民福祉ネットワーク②専門職ネットワーク③住民・社協・行政との協働ネットワークそれぞれの強化と、地域生活課題の解決に向けた住民主体の福祉活動をあったかふれあいセンターを中心に支援します。地域福祉の拠点として要支援者の狭間支援について住民同士で互いに支え合える地域づくりに努めるとともに、地域アクションプランについては「地域ふくし活動推進委員」が主体的に取り組めるようサポートします。

またコミュニティーワーカーを中心に地域で活動する団体や個人のアセスメントを行い、地域資源を取りまとめた地域カルテの作成を継続して行い、多機関と共有し支援に役立てます。

地域で展開する小地域ケア会議の充実や地域資源を把握する地域カルテ作成の継続的な取組みは協働ネットワークの強化につながると考えています。

(2) 福祉事務所未設置町村による相談事業 【相談支援チーム】

地域の事業所・行政・あったかふれあいセンターなどから相談が寄せられており、生活課題に応じた支援制度へつなげています。

引き続き、関係機関や地域のネットワークからの早期発見早期介入に努め、自立相談支援事業や役場生活保護担当との連携による生活困窮者支援を実施します。

(3) 生活困窮者自立相談支援事業 【相談支援チーム】

福祉事務所未設置町村による相談事業やひきこもり支援のアウトリーチ事業の受託により、当該事業の相談件数は減少しています。

一方で、加齢や病気、コロナ禍などによって生活費・債務・就労に関する問題を抱える人の支援プラン締結数は昨年から増加傾向にあります。

引き続き、支援検討会の参加、貸付相談への同席、町役場生活保護担当との個別課題共有会などにより関係機関と個々の生活課題に応じた連携支援を行います。

また、あったかふれあいセンターの定例会やはたらくチャレンジプロジェクトに参画し、社会参加の場作りや生活困窮者を支える地域づくりに取り組みます。

(4) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 【相談支援チーム】

現在6名に対する支援を行っていますが、長年ひきこもり状況にある人や、本人と直接面談が難しい人もいます。

今年度は、早期発見や日頃の見守りのため、小地域ケア会議やあったかふれあいセンター定例会に参加し、地域との連携強化を図ります。

また、本人の状況に応じて社会参加や支援につなげるため、継続して関係機関やはたらくチャレンジプロジェクトの地域づくりにも参画します。

(5) 総合相談事業 【相談支援チーム】

少子高齢化やコロナ禍による不況などにより、金銭管理・債務・就労困難など様々な支援を要する人がいます。地域福祉課においても、これまで様々な相談支援事業の実施体制を整備してきました。しかし、多様な生活状況・多様な生活課題にあわせて支援を行うためには、制度だけでなく、早期発見早期対応及び地域や関係機関との連携支援が欠かせません。

そのため、今年度は出前講座の開催による広報啓発で、早期発見と連携支援のネットワーク強化を図るとともに、福祉学習と一体的な取り組みが推進できるよう、現状の課題の共有と整理を行います。

また、法的な課題を有する相談が増加していることから、今年度は無料法律相談の相談枠を増やし、様々な人が利用しやすいよう夜間や土日にも開催します。

(6) 多機関協働事業 【地域福祉課全体】

高齢、障害、子ども、生活困窮等の単独の機関で対応が困難な複雑かつ複合的な課題を抱える世帯については計10件のケースに対応しましたが、昨年度からの継続事案を含めプラン作成に至るケースはありませんでした。その要因としては当事者が支援の必要性を感じていないことや生活課題を認識していない等のため同意を得ることが困難なことが上げられます。

しかしながら、支援会議で支援課題の把握や役割分担、支援の方向性の整理を行うことで支援の円滑化が図れており、5件については本事業による調整が不要と判断し終結しています。特に、関わっている支援者が多いほど、支援者間の適切な情報共有が図りづらいことが分かりました。複数の支援者が課題解決に向け円滑に支援を実施できるよう、引き続き、支援会議の開催などによる全体調整を行います。

今年度も、多様な支援に対応するため、重層的支援体制整備事業に関わる事業者が国の研修等を活用し、支援の質の向上に努めていきます。

地域課題については、各分野から抽出された地域生活課題を整理したことで、相談支援包括化推進員等が主となって取り組むべき内容を絞り込むことができました。令和5年度はコア会議で更に協議を重ねながら支援策を探っていきます。

(7) 生活困窮者支援等のための地域づくり事業 【地域支援チーム】

「地域共生社会」の実現に向けて、あったかふれあいセンターや各事業で明らかになった課題を我が事として受け止める当事者性を持ったボランティアを育成するため、ボランティア・福祉学習センター機能の強化を図ります。また、住民が主体的に課題解決に取り組めるよう福祉に関する理解促進と人材育成に努めます。

- ・地域生活課題やニーズに対応できる人材の育成
- ・住民に向けた福祉学習の実施
- ・行政庁舎内連携会議への参画

(8) 参加支援事業 【地域支援チーム】

あったかふれあいセンターやアウトリーチ事業等の支援者の連携により、要支援者を抽出し、ニーズに合わせて寄り添った支援にあたります。また、対象者のニーズに適応する新たなサービス開発が必要な場合は、あったかふれあいセンターと連携を図ります。

(9) 福祉サービス利用援助事業 【相談支援チーム】

認知症・知的障害・精神障害などにより意思決定に支援を要する21名の方に対して、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理支援を行なっています。そして、そのうち12名に対しては生活支援員9名の協力を得ています。

事業利用者数は微増傾向にあるため、必要な人に適切な支援が実施できるよう、生活支援員の確保とスキルの向上に取り組みます。

(10) 生活福祉資金・小口資金貸付事業 【相談支援チーム】

コロナ禍による生活困窮者を対象とした特例貸付の受付が、令和4年9月をもって終了しました。今年度からは、償還手続き支援を開始します。特例貸付利用後も生活再建支援を必要とする世帯については、生活困窮者自立相談支援事業や町役場の生活保護担当と連携し、個々の状況に応じて支援します。

(11) 権利擁護支援センター事業 【相談支援チーム】

センターは、中土佐町成年後見制度利用促進計画における中核機関に位置付けられており、町内の成年後見制度の利用に関する相談や手続きのサポート、制度利用中の人の相談対応を行っています。

近年、本会への成年後見制度に関する問い合わせや相談は増加傾向にありますが、令和元年以降はコロナ禍の影響により講演会等の開催が困難な状況が続き、広報啓発が十分できませんでした。

今年度は、必要な人が適切に制度を活用できるよう、講演会をはじめとした広報啓発に取り組みます。

また、福祉専門職や司法専門職による相談会の開催により、困難な事例を有する相談支援機関をバックアップします。

(12) 法人成年後見事業 【相談支援チーム】

本会は、現在3名の後見人に就任しています。

今年度も、家庭裁判所の審判により成年後見人等を受任します。受任した案件においては、親族・地域住民・関係機関などと連携し、本人の意思に沿って適切な金銭管理と身上保護を行うことにより、被後見人等の生活を支えます。

(13) ボランティア・福祉学習センター事業 【地域支援チーム】

住民が生活課題を我が事として捉え、ボランティア活動等の主体的な福祉活動に参加できるよう福祉学習を地域に向け実施していきます。地域の現状や生活課題を提示し、地域の将来像を具体的にイメージすることで必要な福祉活動に参加する意欲が湧くようなメニューを検討し、実践します。学校に向けた福祉学習には地域住民や当事者が参画できる役割を作り、地域共生を意識した取組を行います。また、災害時のボランティア活動に取り組めるようボランティア・福祉学習センター機能の強化を図ります。

- ・地域住民に向けた福祉学習の実施
- ・住民と実践する福祉学習
- ・災害ボランティアセンター連絡会の開催と体制整備

(14) 福祉関連団体支援—事務局の受託 【地域支援チーム】

中土佐町民生委員児童委員協議会、中土佐町老人クラブ連合会、中土佐町障害者協議会の事務局を受け持ちます。

